

令和3年10月15日

南相馬市農業委員会  
10月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

# 農業委員会定例総会議事録

日 時 令和3年10月15日(金) 午前10時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

## 1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	若 杉 裕 二	※	11	佐 藤 洋	※
2	鎌 田 芳 彦	出	12	遠 藤 秀 明	※
3	菅 野 信 彦	※	13	山 内 弘 巳	出
4	欠 番		14	二 谷 純 市	欠
5	梅 村 正 敏	出	15	半 谷 眞知子	※
6	西 内 文 夫	出	16	早 川 孝 雄	出
7	発 田 栄 一	出	17	佐 藤 良 一	出
8	小谷津 弘 隆	出	18	岡 田 敏 文	出
9	塚 野 邦 好	出	19	寺 澤 白 行	出
10	今 野 由 喜	欠			

「※」→新型コロナウイルスの感染防止（3密回避）のため、出席を求めない。

## 2. 出席農地利用最適化推進委員

出席者 なし（新型コロナウイルスの感染防止のため、出席を求めない。）

## 3. 出席職員

事務局

①局長 増山 善樹      ②次長 佐藤 光      ③主査 山本 将之

④副主査 米本 一樹      ⑤主事 平田 幸子

農政課

副主査 但野 莉菜

#### 4. 日 程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第4 1号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第4 2号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第5 報告第4 3号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第6 報告第4 4号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第7 報告第4 5号 違反転用事案の報告について
- 日程第8 議案第113号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 議案第104号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第10 議案第105号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第11 議案第106号 農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について
- 日程第12 議案第108号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について(市許可分)
- 日程第13 議案第107号 農地法第4条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第14 議案第110号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について(県許可分)
- 日程第15 議案第111号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について(市許可分)
- 日程第16 議案第112号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について(県許可分)

## 5. 会議の概要

(開会 午前10時40分)

議 長 只今より、令和3年10月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。新型コロナウイルスの感染を防ぐ観点から、出席者を減じての開催であります。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は、10番委員、14番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号2番・鎌田芳彦委員、17番・佐藤良一委員、18番・岡田敏文委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。10月12日、福島市において、福島県農業会議主催による、「地方農業委員会連合会会長会議」が開催され、相馬地方の会長として、出席いたしました。会議では、「本県選出の国会議員への要請活動」や、「11月に開催予定の県下農業委員会大会の運営」などについて協議をし、また、今年度下半期に予定する活動内容を話し合いました。委員の皆様には、本連合会の主催行事や活動などへ参加、出席のご案内がありましたら、何卒ご協力くださいますよう、お願い申し上げます。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第41号「専決処分の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第41号専決第9号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、案件1件につき調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第42号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任、3番委員には出席を求めているため、事務局から報告を求めます。

事務局 報告第42号について3番委員からの報告を読み上げさせていただきます。議案書の5ページになります。内容としまして、去る9月22日午前9時30分より、市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、公社側から、田について10アール当たり40万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等含め658万3,779円となりました。

この件は、議案第113号、議案書10ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第43号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の9番委員からの報告を求めます。

9番委員 報告第43号について説明いたします。議案書の6ページになります。内容としましては、去る9月22日午前10時より、市役所北庁舎2階会議室2において、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容についてですが、公社側から、田について10アール当たり40万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等含め157万1,502円となりました。

この件につきましては、議案第113号、議案書10ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしく願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第44号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の7番委員からの報告を求めます。

7番委員 報告第44号について説明いたします。議案書の7ページになります。内容といたしましては、去る9月22日午前10時30分より、市役所北庁舎2階会議室2におきまして、受け手1名、福島県農業振興公社2名、調整委員2名、事務局1名により開催したところです。協議内容についてですが、公社側から、田について10アール当たり50万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買代金は諸経費等含めまして896万3,336円となりました。この件は、議案第113号、議案書10ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議の方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、報告第45号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第45号についてご説明いたします。議案書の8ページ、整理番号1番及び2番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生日等については記載のとおりです。

整理番号1番については、昭和47年頃から農道として使用しており、平成28年3月に東日本大震災の復興住宅が建築されたことに伴い、当該地も市道として整備され生活道路として使用されています。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

整理番号2番については、昭和62年頃に亡き父が住宅を建築した際に通路や庭、駐車場を整備し、現在も使用しています。今般、息子が住宅建築を計画したことに伴い土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第8、議案第113号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には、議事参与の制限に該当する案件がありますので、「1. 所有権移転関係」の整理番号1番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、2番委員には、この間、退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号1番の説明を求めます。

事務局 議案第113号のうち、1. 所有権移転関係の整理番号1番についてご説明いたします。議案書の10ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者 農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第113号についてご説明いたします。議案書の10ページになります。今回、所有権移転が1件となっており、内容につきましては記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 2番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から議案第113号「農用地利用集積計画の決定について」の残り全部の説明を求めます。

事務局 議案第113号の残りすべてについてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者 農政課担当職員から説明を求めます。

農政課担当 議案第113号についてご説明いたします。議案書の10ページから11ページになります。今回、所有権移転が2件、利用権設定が2件となっております。内容につきましては、記載のとおりです。なお、所有権移転に係る対価及び利用権設定に係る賃借料については、双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第9、議案第104号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第104号についてご説明いたします。議案書の12ページになります。3条許可となった所有権移転の取消願出が1件ございます。申請当事者の住所、氏名、土地の表示等は記載のとおりです。取消の理由ですが、当事者間で改めて協議したところ、所有権移転は行わないことでまとまったことから、許可を取り消すものです。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第105号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第105号についてご説明いたします。議案書の13ページから15ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番について、譲受人の経営面積が5,000平方メートルに達しておりませんが、許可基準の例外には「隣接する農地と一体として利用しなければ利用が困難と認められる場合」と示されていることから、本案件はこれに該当するため妥当と判断しております。また、調査担当委員からはすべての案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 続いて、申請番号14番の現地調査委員、10番委員は欠席のため、また、申請番号15番及び16番の現地調査委員、3番委員には出席を求めているため、事務局にて補足説明を受けていれば、事務局から報告を願います。

事務局 補足説明は受けておりません。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第106号「農地法第3条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第106号についてご説明いたします。議案書の16ページになります。詳細につきましては、記載のとおりです。申請番号1番及び3番については、議案第112号申請番号5番の関連案件となっており、また、申請番号2番及び4

番については、議案第112号申請番号6番関連の案件となっております。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きますので、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第12、議案第108号「農地法第5条の規定による許可処分取消願出について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第108号についてご説明いたします。議案書の19ページから20ページ、申請番号1番及び2番について、当事者の住所、氏名、土地の表示、取消願出をする理由は記載のとおりです。

申請番号1番については、住宅、露天駐車場、物置等を建築する目的で転用許可を受けました。農地転用許可後に資金調達方法に変更が生じ、譲受人が融資を受けることができなくなったことから、農地法第5条許可を取り消して農地法第4条申請をする必要があるため、許可を取り消すものです。

申請番号2番については、一般住宅、駐車場、家庭菜園として使用する目的で転用許可を受けました。住宅の間取りや打合せの最終段階で、家庭の都合により計画を履行することが困難となったことから、住宅新築を断念し許可を取り消すものです。以上です

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第107号「農地法第4条の規定による許可申請につ

いて（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第107号についてご説明いたします。議案書の17ページから18ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

補足を要する案件といたしまして、申請番号1番については、報告第45号整理番号1番の追認を得るための案件です。

申請番号2番については、報告第45号整理番号2番の追認を得るための案件です。

申請番号5番については、農地改良としての一時転用であり、転用期間は許可日から2か月間となっております。以上です

議長 続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号3番について、9番委員。

9番委員 申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページの①です。申請内容は記載のとおりです。去る10月13日午前10時より、行政書士から現地において説明を受け、また調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をした結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、申請番号4番、5番について、6番委員。

6番委員 申請番号4番について現地調査結果報告をいたします。現地案内図は4ページであります。所在、地番は記載のとおりであります。申請事由は、農業機械を格納する施設を建築するためであります。去る10月9日午後4時25分頃より、申請人立会いのもと調査書に基づき、聞き取り、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

続いて、申請番号5番について現地調査結果報告いたします。現地案内図は4ページであります。所在、地番は記載のとおりであります。申請事由は、不均衡な土地に土を盛り、平たんにして作業効率化を図るための農地改良であります。去る10月9日午後4時40分頃より、申請人立会いのもと調査書に基づき、聞き取り、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。以上です。

議長 続いて、申請番号1番及び2番の現地調査委員、12番委員には出席を求めて

いないため、事務局からの報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を事務局より読み上げさせていただきます。申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は1ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る10月12日午前11時30分頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。

続きまして、申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る10月12日午前10時頃より、行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員より報告となります。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第110号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第110号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番につきましては、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。当該地は第1種農地になりますが、既存施設面積の2分の1を超えない面積での転用申請になりますので妥当と判断しております。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、9番委員。

9番委員 申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページの②です。申請内容は記載のとおりです。去る10月12日午前10時より、代理人行政書士から現地において説明を受け、調査書の調査項目に基づき、聞き取り調査をした結果、立地基準、一般基準とも満たしていると判断をいたしました。皆

様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長            それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                  〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長            ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長            次に、日程第15、議案第111号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局           議案第111号についてご説明いたします。議案書の23ページから25ページ、申請番号2番から8番につきましては、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

                  補足案件としまして、申請番号4番につきましては、埋蔵文化財の試掘調査を行うための一時転用であり、転用期間は許可日から3か月となっております。

                  申請番号5番につきましては、道路改良工事に係る資材置場等として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から1年間となっております。

                  申請番号6番につきましては、土砂採取場への進入路、事務所、待避場として使用するための一時転用であり、転用期間は許可日から令和5年9月30日までとなっております。

                  申請番号7番につきましては、都市計画の用途地域内農地に太陽光パネルを設置するための転用申請となっております。

                  申請番号8番につきましては、第1種農地に農業用施設を建築するための転用申請となっております。以上です。

議 長            続きまして、今回の現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号2について、9番委員。

9番委員           議案第111号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページの③です。申請内容は記載のとおりです。去る10月12日午前10時15分より、代理人行政書士から現地において説明を受け、また調査書の調査項目に基づき聞き取り調査をいたしました結果、一般基準、立地基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 申請番号6について、13番委員。

13番委員 議案第111号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は8ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る10月12日午前10時頃より、代理人行政書士の立会いのもと現地調査を行いました。本案件は、当該地域の山林部からの土砂採取に当たって、当該農地を現場への進入道路や事務所、運搬車両往來の待機場等として一時的に使用するための転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 申請番号8について、6番委員。

6番委員 議案第111号申請番号8番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は10ページであります。所在、地番は記載のとおりであります。申請事由については東日本大震災に伴う津波で農機具倉庫が全壊になったため、新たに農機具倉庫を建築し営農再開を図るためであります。去る10月9日午後5時10分頃より、被設定人立会いのもと、調査書に基づき、聞取り、現地の状況等を調査した結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、申請番号3番、4番及び5番の現地調査委員2名には、出席を求めているため、また、申請番号7番の現地調査委員、10番委員は欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 現地調査委員からの報告を順に読み上げさせていただきます。

申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は2ページになります。去る10月12日午前10時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に申請番号4番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。去る10月11日午後2時頃より、設定人立会いのもと現地調査を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており何ら問題ないと判断いたしました。

次に申請番号5番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る10月11日午後3時頃より、設定人立会いのもと現地調査

を行いました。所在、地番、面積、申請事由は記載のとおりです。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており何ら問題ないと判断いたしました。

次に申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は9ページになります。去る10月11日午前9時45分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です

議 長                    それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

                          〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長                    ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長                    次に、日程第16、議案第112号「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局                    議案第112号申請番号2番から6番についてご説明いたします。議案書の26ページから28ページです。土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。

                          補足を要する案件としまして、申請番号2番につきましては、第2種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。

                          申請番号3番及び4番につきましては、都市計画の用途地域外である第3種農地に太陽光パネルを設置するための転用申請です。

                          申請番号5番及び6番につきましては、議案第106号の関連案件となっております。それぞれ第2種農地に営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請であり、転用期間は10年間となっております。営農作物はヒサカキとなっております。営農型発電の農地転用申請にあたりましては、申請前に市町村長へ営農作物等の意見照会をすることになっており、その回答書を別紙の補足資料として皆様に配布させていただきました。なお、営農型の申請2件とも意見照会の回答内容が同じだったため、回答書は片方のみ補足資料とさせていただきました。以上です。

議 長                    続きまして、現地調査委員から、報告をお願いします。申請番号2について、18番委員。

18番委員 申請番号2番について現地調査の報告をいたします。子細につきましては記載のとおりでありまして、現地案内図は12ページです。太陽光発電設備設置のための転用申請です。去る10月11日午前11時より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地等を調査いたしました結果、当該地は山林、宅地に囲まれており、また緩やかな傾斜地であります。よって、雨水対策として敷地内は転圧しその後、防草シートを張り土砂の流出を防ぎます。周囲にはしっかりしたU字溝の排水路があります。また、市の同意を得ております。よって、立地基準、一般基準とも満たしているものと判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 続きまして、申請番号5番、6番について、17番委員。

17番委員 現地調査のご報告を申し上げます。議案第112号申請番号5番及び6番について関連がございますので一括報告させていただきます。現地案内図は14ページになります。所在、申請事由については記載のとおりであります。去る10月12日午後3時から、設定人及び代理人行政書士立会いのもと調査しております。今回の案件は、第3条の議案第106号の申請番号1番から4番との関連もございます。先ほど承認いただきました、議案第106号の1番、2番については、営農型太陽光発電設備のための使用貸借申請、さらに第106号申請番号3番、4番については区分地上権の申請でございました。申請地は県立小高産業技術高校から南側の高台にある畑4筆1,309平方メートルでございます。転用期間は先ほどお話あったとおり120ヶ月、10年間でございます。

申請番号5番については、農地面積586平方メートルのうち、0.332平方メートルの転用となります。モジュールパネル140枚、パワコンの支柱を設置し、杭面積0.23平方メートル、一号柱0.006平方メートル、引込柱0.096平方メートル、計0.032平方メートルの一時転用でございます。

申請番号6番については、農地面積3筆723平方メートルのうち0.342平方メートルになります。代理人及び設定人から聞き取り、現地を踏査しました。パネルの高さは最大で3.34メートル、最低で2.6メートルとし、農地には先ほどお話のとおりヒサカキを栽培する計画でございます。営農業者に関しては、栽培実績もあるとのことでございますけれども、市の営農型発電の現況を申し上げ、栽培管理、周辺農地への管理不足から肥培作業を怠らないなど厳しく申し上げ、指導の周知を図るようお願いをさせていただきました。資金計画の自己資金として残高証明書も添付されております。

以上のことから、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。



皆様の慎重審議よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

議 長 続いて、申請番号3番及び4番の現地調査委員、10番委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 現地調査委員からの報告を読み上げさせていただきます。  
申請番号3番及び4番について現地調査の報告をいたします。なお、両案件は、申請地が近隣であり同時に調査を行いましたので一括で報告いたします。現地案内図は13ページになります。去る10月11日午前9時50分頃より、代理人行政書士立会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

議 長 13番委員。

13番委員 申請番号5番、6番についてお伺いします。営農型太陽光発電設備の下で行う営農について設定人自ら営農するのかどうか、もう一度確認したいと思います。

議 長 事務局。

事務局 ただいまご質問のありました議案第112号申請番号5番、6番の営農型申請の農地面積の営農については議案第106号の申請番号1番、2番の被設定人が営農を行うということです。以上です。

議 長 13番委員、よろしいですか。

議 長 13番委員。

13番委員 議案第106号の被設定人が営農型を行うとなると、市の「営農型太陽光発電設備の設置等に当たっての考え方」には、原則として、営農する場合は(ア)(イ)(ウ)(エ)という中で自己や世帯員あるいは認定農業者、認定新規就農者となっています。こういう自らがやらないで、こうした法人や会社等が営農することはよろしいのでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 議案第106号申請番号1番、2番の被設定人は南相馬市ではないですが、事業所の本拠地で認定農業者の指定を受けているとの添付書類いただいております。営業所も記載のとおり原町区北原地区に支店があるようです。以上です。

議 長 よろしいですか、13番委員。

13番委員 そうなると、農地を自ら所有する設定人あるいはその方でなくて第三者である認定農業者を持つ法人格が営農することになると、結局、市の設置の考え方では基本的には荒廃農地以外はだめですという言い方をしているながら、認定農業者は認められるということであれば荒廃農地以外の一般のその他の第1種、第2種、第3種の農地はすべて農業法人ができると。農業法人であればこういう太陽光発電設備ができるという解釈になります。そういうことなのでしょう。

議 長 事務局。

事務局 今、農政課と生活環境課でその件について話を詰めております。農政課の考え方がある程度固まってきております。その中で、この農業生産法人は現在「県またぎ」ということで国に認定農業者の申請をしているところです。概ねそういう状況です。

なおかつ、原町区内に支店が実在して作業員がおりますので、市の農地法第3条に基づく通作距離が1時間以内もクリアしています。それから、A市の認定農業者でもあります。それでも有効だという県の判断もございます。そのようなこともあり、ここについては農政課も認める方向でございました。

それから、この土地自体がものすごく荒れていると言いますか、耕作に不向きな土地です。13番委員の説明のように荒廃農地という規定がございます。その規定に合わせて農政課で「やむを得ないだろう」と言いますか、「同意する」と回答を得ておりますので、今回議案として提出したところです。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 そういふことだと、この案件とは別ですが、先ほどのイノベーション構想の中で小高駅東部地区のホームセンター南側も営農型太陽光発電設備の計画があるとのことですが、恐らくこれだけの面積とすれば個人で営農は出来ないので法人格の営農者が当然入ってくると思います。そうすれば、この土地は荒廃農地ではなく第3種農地でしょうけども、こういった場所で営農型太陽光設備の許

可は可能になるということになります。いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 今ご指摘のありました土地は第2種農地扱いになります。まとまりある農地ですから、この辺については申請が出てくる段階や事前相談の段階で農政課と協議してどのように対応するかを考えていきたいと思えます。現在、申請が出ていないため農政課とは協議しておりませんが、相談があった段階で対応したいと思えます。以上です。

議 長 それと、先ほど17番委員の調査報告の中で厳しく肥培管理等々について注意していますから、事務局としても肥培管理には注視してまいりたいと思っております。

議 長 5番委員。

5番委員 13番委員の意見と同じような考えですが、それに関連して確認ですが、議案第112号申請番号5番、6番に関して既に支障はないということで、先ほど採決した議案第106号申請番号1番、2番の案件を再度確認させてください。この被設定人の経営面積は事務局から概略的な説明があったかと思うんですが、県内、南相馬市で経営している面積とそれ以外の面積について教えてほしいのが1点。それから南相馬市から離れたところにあるその経営面積との関連で、一体的な経営ができる判断基準をもう一度教えていただきたい。以上です。

議 長 事務局。

事務局 面積について回答いたします。被設定人の経営地9,300平方メートルの内訳になります。自作地が5,257平方メートルと記載していますが、これはA市の5,527平方メートルです。借入地3,773平方メートルは南相馬市で3,268平方メートル、A市で505平方メートルとなっています。以上です。

議 長 よろしいですか、5番委員。

5番委員 もう1点あります。5,000平方メートルとの関係で離れていた場合に一体的に経営できるかどうかの判断はどうするのか。

議 長 事務局。

事務局 法人組織で行っておりますので、000平方メートルの下限面積要件につきましては、離れている、離れてないは関係ないと考えています。現に県内の会社においても福島市内や会津方面の会社で、南相馬市で複合的に会社組織で行っているケースもあります。営業支店も本市にあるので農業委員会としては経営的にやっつけられるものと考えております。以上です。

議 長 5番委員。

5番委員 支店があるから問題ないというのはちょっと納得できないです。支店があつてそこにそれなりの人員がいるのかどうか、経営できるかできないかの判断基準になると思うんですよ。そこをやっぱりちゃんと明確にしないと、極端な場合、農業法人の資格があるからといって、何百キロも離れて経営できるのかって話になります。広域的に。そういう場合、支店があるからの一言ではなくて、その支店の中に農業に従事する人間だとか、農業機械だとかそういうのを合致してなければ形骸化することになりませんか。この場合はどうですか。

議 長 事務局。

事務局 支店に関することですが、申請項目に「農作業に従事する者」があります。その欄には「28名」と記載されています。農業機械においては、別紙で「このぐらいは機械を使います」という一覧表が第3条申請にあげてあります。以上です。

議 長 事務局。

事務局 補足します。事務局で直接この支店の方にお尋ねしたところ、原町区の支店には現在5名が常駐しているとのことでした。それで、営業も兼ねて作業員も兼ねているとのことと5名常駐しているとお聞きしております。以上です。

議 長 5番委員。

5番委員 今ほど事務局から答弁のあった28名とか、農業機械がいっぱいあるというのは被設定人の本拠地にある話であつて、南相馬市に支店があるならその支店には何名という記載はないのですか。今ほどの事務局の話は「聞いている」という話ですよ。書面でなければおかしいです。

議 長 今の質問に対して事務局は5名常駐しているとのこととございますので、肥培

管理はできるものと思うし、できなければ厳重に指摘しなければならないと思います。17番委員から厳重に注意していますから、やはりそれに基づいて肥培管理をちゃんとしていなければ、今みたいな問題が往々として出てくるでしょうから、許可を与える場合には厳しい肥培管理が要件になると思います。その辺でご理解をいただきたいと思います。5番委員、どうですか。

5番委員　　そうであれば書面にきちっと書くような指導すべきだと思います。話を聞いたというのではおかしい話ですから、書面にちゃんと記載させて南相馬市の支店に機械が何台、作業員が5名なら5名ときちっと書いてもらうべきです。広域的な法人の場合は判断基準をどういうレベルで我々が判断するかという基準をやっぱりちゃんと決めてもらわないと。厳しくやるというのは確かにそれは精神論です。ただ、裏付けがないのはおかしいです。事務局はそこをきちっと整理して我々に示してもらいたいです。今日の話も踏まえて。以上です。

議　長　　事務局。

事務局　　申し訳ございません。今後こういう内容の申請がありましたら、現地に駐在する社員についても書面で提出させるようにしたいと思います。以上です。

議　長　　5番委員、よろしいですか。

5番委員　　はい。

議　長　　ほかにございませんか。

議　長　　18番委員。

18番委員　　議案第112号申請番号1番が取り下げになったわけですが、これは設定人や被設定人からの取り下げによるものですか。確認させてください。

議　長　　事務局。

事務局　　この取り下げの件は、この農用地について農業振興地域に入っていることが分かりまして、そのことを行政書士にもお話したところ、取り下げになりました。この点については、生活環境課には「農振確認済み」と、農振に入っていないよとの話がございました。農政課と生活環境課とも情報共有していましたが、再度農政課に確認したところ、この農地は農業振興地域内に入っていることが分か

りましたこととお話したところ、行政書士から確認が不足していたとのことで取り下げになりました。以上です。

議 長 18番委員。

18番委員 農振の除外がされていなかったとのことですが、除外されたら再度申請になるのでしょうか、そうなると12月までに申請し、結局除外の申請がおりるのは来年8月頃になるわけですね。そうしますとやはり1年近く遅れるわけですので、この辺はどうなのだろうかと思います。以上です。

議 長 事務局。

事務局 行政書士からは再度申請するような話は特段聞いてはおりませんが、恐らく18番委員のおっしゃるような形になるのでないかと思います。以上です。

議 長 7番委員。

7番委員 休議願います。

議 長 暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

(休議の中で)<sup>1</sup>7番委員から営農型太陽光発電の申請を受け付ける際は、(審査用チェックシートなどを使用して)<sup>2</sup>チェックを入れて間違いのないような方向性で受付してくださいとの発言がございました。事務局は今後、営農型太陽光発電の申請を受け付ける際はチェックを入れ、そして「認定農家であればよろしい」ではちょっと問題もあるかと思いますが、被設定人がしっかり管理して立派な営農型太陽光発電がなされるような形で指摘をしながら今後進めていきたいと考えております。なお、時間があれば、農地専門委員会において営農型太陽光発電のそうしたことを話し合いながらチェック体制等についても対応していきたいとも考えております。よろしくお願いを申し上げたいと思います。本日、農地専門委員長は都合により欠席しておりますから、今後お話をしながら進めたいと思っております。

<sup>1</sup> 発言要旨が分かるよう、括弧書きを補足しています。

<sup>2</sup> 発言要旨が分かるよう、括弧書きを補足しています。

議 長           ほかにございませんか。13番委員。

13番委員       議案第112号申請番号4番についてお伺いします。申請場所は位置図を見ると小高駅東のすぐ直下の部分に今回太陽光発電設備を設置する許可申請になっております。ここは、先ほどイノベーション構想の資料見ると、小高区駅東口まで大規模な道路が直結するような絵柄になっています。

これは恐らく、将来定住人口の増進とかイノベーション構想の研究拠点施設のために駅から降りる方の道路として整備する計画があるのかなと思います。今ここに直下に太陽光発電設備を設置すると約20年間残地するような形になります。この絵柄のようにこういうふうに将来の駐車場とか駅前の建物とかができるよう、こういうように空いていればいいですが、今回申請して許可がおりればその用地も無くなってしまうのでないか。こういう許可でよろしいのかどうかお伺いします。

議 長           事務局。

事務局           この地区の案件は、農業委員会としては立地基準、一般基準で判断せざるをえません。市でこういう構想があるからということでの反対というのはいけません。考えております。なおかつ、先ほどイノベ政策課から話がありましたように、あくまでも今は地権者の皆様と交渉中でございます。なお、申請番号4番の業者においてもFIT申請期限内にやらないと違約金等が発生するということがございます。やらなければ、やらなければならぬということで事業をこのようにあげています。この後については、許可になった後でも、市の担当課で今も含めてまだ交渉中と伺っています。今回農業委員会においては立地基準、一般基準に照らして 許認可の議決をしなければならないと考えております。以上です。

議 長           13番委員。

13番委員       確かに現状では現時点での基準で判断せざるをえないと思いますが、この区域はもう3月、4月の時点で農地専門委員会でもいろいろと議論されたように問題のある区域です。今回申請する案件は、この場所に新たに申請するわけですから、市のイノベーション構想との協議、前提を考えて農業委員会で判断すべきでなかったかと思えます。いかがでしょうか。

議 長           事務局。

事務局 市の政策的な部分を農業委員会で議論するという事は、行政委員会ですから考えてごさいません。それは市当局側で判断すべき問題です。農業委員会は、申請のあった議案等について許可できるかできないかを立地基準、一般基準にあわせて判断するものでごさいます。政策面まで加味することは、この定例総会の中で議論すべきことではないと考えます。以上です。

議 長 13番委員。

13番委員 (イノベ政策課の)<sup>3</sup>資料は、10月3日の地元説明会資料で説明をしているということで、恐らくこの資料見た人はここに道路ができてここが空いているというようにいろんな構想があるんだなとイメージを持つと思います。それにも関わらず、まもなくここに太陽光設備が設置されるということは違和感があるような気がします。いかがでしょうか。

議 長 事務局。

事務局 定例総会の前にそのことも踏まえてイノベ政策課から説明ありましたと思うんですが、イノベ政策課では設置した土地についても必要であれば交渉していくと考えているようです。そこは農業委員会が判断すべきことではないと考えます。以上です。

議 長 13番委員からも構想に関する質問ありましたが、市としてはイノベーションコースト構想による地権者に一生懸命説明している途中と伺っております。地権者の皆さんにもイノベーションコースト構想を理解していただいて、市に対して協力していただけるような形で改めてご協力も併せていただきたいものだなと思います。

議 長 ほかにご質問ごさいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、議案第112号申請番号2番から4番については許可相当とし、申請番号5番及び6番については、小屋木や上根沢両地区の前例がごさいますから、先月の申請と合わせまして、一時転用の許可期間について3年間が妥当との意見を付して、県知事に意見を送付することといたします。

---

<sup>3</sup> 発言要旨が分かるよう、括弧書きを補足しています。



議長 以上で、本日予定いたしました報告5件、及び議案9件、合わせて14件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の10月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

(閉会 午後0時10分)

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和3年11月25日

議事録署名人 (2番・カマダ ヨシヒコ)

---

議事録署名人 (17番・サトウ リョウイチ)

---

議事録署名人 (18番・オカダ トシフミ)

---